

## 事後評価調書

I 事業概要						
事業名	治山事業（小規模治山事業（治山施設機能向上））					
地区名	さわのどうもちだ 沢ノ堂餅田					
事業箇所	とよたしさわのどうちようもちだ 豊田市沢ノ堂町餅田 地内					
事業のあらまし	当該箇所には、山腹の荒廃が多く見られ、山地災害の危険性が高い。そのため、地元からの要望と荒廃現況を勘案して、簡易法枠工 248.2 m <sup>2</sup> 、吹付工 28.1 m <sup>2</sup> 、落石防護柵 1 基を施工し、山地災害の防止を図った					
事業目標	【達成（主要）目標】 簡易法枠工 248.2 m <sup>2</sup> 、吹付工 28.1 m <sup>2</sup> 、落石防護柵 1 基を設置し、山地災害の防止を図る。					
事業費	事業費		内訳			
	0.1 億円		■工事費 0.1 億円、□用補費、□その他			
事業期間	採択年度	2018 年度	着工年度	2019 年度	完成年度	2019 年度
事業内容	簡易法枠工 248.2 m <sup>2</sup> 、吹付工 28.1 m <sup>2</sup> 、落石防護柵 1 基					
II 評価						
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	【達成状況】 治山施設が整備されたことにより、荒廃した山腹が適切に保全され、山地災害の未然防止が図られている。 【達成状況に対する評価】 事業目標を達成しており適切である。				
	2) 副次目標の達成状況	【達成状況】 － 【達成状況に対する評価】 －				
III 対応方針						
今後の事後評価の必要性	事業目標は達成されており、今後の事業評価の必要性はない。					
改善措置の必要性	事業目標は達成されており、改善措置の必要性はない。					
同種事業に反映すべき事項	標準的な事業計画・工法で施工しており、重大な問題も発生していないため、同種事業に反映すべき事項はない。					